

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年5月12日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 1 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	タービン建屋1階復水器室で主蒸気配管に油圧式防振器の取付作業実施の際、油圧式防振器の吊り金具(4箇所)の内1箇所が外れたことにより当該機器の片側が落ち、作業員(1名)が当該機器と主蒸気配管の下に設置している別配管に左手小指をはさみ負傷したため、救急車を要請し病院へ搬送した。今後、原因について調査する。	G	5月12日公表済み

その他 : 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	残留熱除去系(A)水張り操作実施時、圧力抑制室スプレイ弁の開閉試験を行ったことにより、当該系統の水が圧力抑制室内に流出し、同室内の作業員(3名)に水がかかる事象が認められたため、対応検討。(けが人及び身体汚染はなかった)	G	
2	4号機	主復水器連続洗浄装置ボール捕集器サンプポンプ分解点検時、シャフト軸受け部に摩耗が認められたため、対応検討。	G	